

短期入所生活介護 特別養護老人ホーム海の里 運営規程

令和6年5月1日改正

社会福祉法人 海の里
指定短期入所生活介護事業所運営規程

特別養護老人ホーム 海の里

第1条 社会福祉法人海の里が開設する特別養護老人ホーム海の里が実施する指定短期入所生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定短期入所生活介護の従業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減がはかるよう、利用者の立場に立った指定短期入所生活介護を提供する。

2 指定短期入所生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム海の里
- (2) 所在地 高知市仁井田1618番地18

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定短期入所生活介護の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 医師 1人以上
医師は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- ③ 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- ④ 看護職員 常勤換算3人以上
看護職員は、利用者の健康の状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- ⑤ 介護職員 常勤換算29人以上
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
- ⑥ 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、利用者の心身の状態等をふまえて、必要に応じ日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- ⑦ 管理栄養士 1人以上
管理栄養士は、利用者の状況に応じた給食の提供のための給食管理を行う。
- ⑧ 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画をめぐるアセスメント、作成、実施とモニタリングを行う。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

併設型短期入所生活介護(I)(II)

2 心身の状況、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、もしくは家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 高知市、南国市

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定短期入所生活介護の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

1 居室にかかる費用 従来型個室 1,171円 多床室 855 円

②食事にかかる費用 1,550 円（朝食 340円、昼食 630円、夕食 580円）

上記費用の徴収に際しては重要事項説明書に記載し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

3 その他、日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度入所者又はその家族に説明し同意を得た者に限り徴収する。

(利用者の定員)

第9条 利用者の定員は16人とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 当事業所のサービスを利用するに当たっては、次の事項について協力依頼することとする。

- (1) 面会時間帯については、原則として午前9時～午後8時までとする。
- (2) 設備等の利用については、居室、共用設備及び敷地等を本来の用途に従って利用するものとする。
- (3) 喫煙・飲食等については、施設において定められた場所、時間帯において、許可することとする。
- (4) 他の利用者への騒音、汚損等の迷惑行為又は安全管理の観点から職員の指示・助言に従わない行為については、禁止することとする。
- (5) 私物の管理は原則として利用者自身が管理することとする。
- (6) 金銭の管理については、原則として利用者自身による管理とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行うなど、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者は、施設管理者が指名した者とする。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難) 年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業者は利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ①採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ②継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た入所者その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人海の里と施設の管理者の協議により定めるものとする。

(附則) この規程は令和3年4月1日から有効。